福祉用具貸与の可否判断基準

対象外種目	厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者	対象者に該当する基本調査の結果
(ア) 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者 (二)日常生活範囲における移動の支援が 特に必要と認められる者	基本調査 1-7「3.できない」
(イ) 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起きあがりが困難な者 (二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-4「3. できない」 基本調査 1-3「3. できない」
(ウ) 床ずれ防止用具及び 体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3「3.できない」
(工) 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意見の伝達、介護者への対応、記憶、理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 3-1 「1. 調査対象者が意見を他者に 伝達できる」以外又は 基本調査 3-2~3-7 のいずれか 「2. できない」又は 基本調査 3-8~4-15 のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症 の症状がある旨が記載されている 場合を含む 基本調査 2-2「4. 全介助」以外
(オ) 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に立ち上がりが困難な者 (二)移乗が一部介助または全介助を必要と する者 (三)生活環境において段差の解消が必要と 認められる者	基本調査 1-8「3. できない」 基本調査 2-1「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
(カ) 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一)排便が全介助を必要とする者 (二)移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-6「4. 全介助」 基本調査 2-1「4. 全介助」

〈参考〉

介護報酬の解釈(単位数表編) 11.福祉用具貸与 表 厚生労働省「要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について」